第２号様式(第 17 条)

記入方法

相 続 人 代 表 者 届 出 書

年　　月　　日

（ 宛 先 ）鎌 倉 市 長

届 出 相 続 人　　住 所

フリガナ
氏 名　　を

電 話　　（　　）

以前、同じ届出書を提出したことのある方は変更にチェックを、それ以外の方は新規にチェックしてください。

地方税法第９条の２第１項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、相続人協議の上、次のとおり指定しましたので届け出ます。

区　　分	☐ 新 規　　☐ 変 更			
相 続 人 代 表 者 (自署)	住　　所	〒　　－	電話番号 （　　）	
	フ リ ガ ナ		続 柄	相続分
	氏　　名			
被相続人 (死亡者)	住　　所			
	氏　　名			
	死亡年月日			

被相続人との続柄を記入してください。

氏名にフリガナをお願いします。

相 続 人 ※相続人代表者を除く	フリガナ 氏 名	続 柄	相続分	住　　所
			／	

相続分は確定している内容、又は、法定相続分をご記入ください。
「法定相続分」については裏面の説明を参考にしてください。

代表者以外の相続人の署名をお願いします。
署名は原則「自署」としますが、居住地が遠方等により自署が困難な場合は、ご本人の了解を得ていただき代筆でも構いません。
代筆の際は「本人の了解を得たので代筆する」等、説明を余白にご記入ください。

相続登記について	☐ 完了済（　　年　　月　　日登記済）　☐ 予定あり（　　年　　月頃） ☐ 当面の間予定なし

相続登記が完了している方は、完了済にチェックをして登記した日付を記入してください。登記する予定がある方は予定ありにチェックをして予定年月を記入してください。当面、予定がない方は当面の間予定なしにチェックしてください。

裏面もご覧ください

欄に所在地を記入してください。

相続人の範囲と法定相続分

概要：相続人の範囲や法定相続分は、民法で定められています。

相続人の範囲

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

◆第1順位

死亡した人の子供

◆第2順位

死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母を優先します。

第2順位の人は、第1順位の人がいないとき相続人になります。

◆第3順位

死亡した人の兄弟姉妹

第3順位の人は、第1順位の人も第2順位の人もいないとき相続人になります。

法定相続分

・子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

・民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの持分であり、必ずこの相続分で遺産を分割しなければならないわけではありません。

◆配偶者と子供が相続人である場合

配偶者2分の1、　子供（2人以上のときは全員で）2分の1

◆配偶者と直系尊属が相続人である場合

配偶者3分の2、　直系尊属（2人以上のときは全員で）3分の1

◆配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

配偶者4分の3、　兄弟姉妹（2人以上のときは全員で）4分の1